

## 第1回山梨県におけるFIT調達期間終了後の太陽光発電施設に関する検討会 会議録

1 日時 令和5年5月29日(月)14時30分～16時30分

2 場所 防災新館409会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 雨宮 俊彦・松本 修・中野 純哉・芳賀 豊・小野 広弥  
竹中 勝志・亀田 正明(代理: 邑田 健治)・豊山 高志・依田 歩  
深井 和孝・伊藤 敦・末木 陽一  
(事務局) 環境・エネルギー政策課長・環境整備課長  
(発表者) ヒラソル・エナジー株式会社 李 旻

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 本年度の検討内容等について
- (2) 事例発表
- (3) 意見交換
- (4) 今後の予定
- (5) その他

6 会議資料

資料1 山梨県におけるFIT調達期間終了後の太陽光発電施設に関する検討会  
設置要綱

資料2 本検討会における論点

資料3 本検討会における検討項目と個別論点・意見(令和4年度)

資料4 FIT終了後の太陽光発電施設及び使用済みパネルの取り扱いについて

資料5 国の検討資料(抜粋)

資料6 ヒラソル・エナジー株式会社 御提供資料

(司会)

それでは、ただいまより令和5年度第1回山梨県におけるFIT調達期間終了後の太陽光発電に関する検討会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます環境整備課の総括課長補佐をしております小泉と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆さま及びヒラソル・エナジー株式会社様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

昨年度からの委員の皆様には今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

なお、甲府市におかれましては今年度は深井様とされますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、今年度から新たに三井物産プラントシステム(株)の芳賀様、環境省の脱炭素先行地域に選定されました甲斐市の伊藤様にご参加いただくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。

本日は、対面とWebのハイブリッドの会議形式をとらせていただいております。会場に出席の委員の皆様は、マイクをとおして発言いただき、発言後はマイクをオフにしてください。

また、Webでご参加の委員の皆さま方は、ハウリング防止のため、ご発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは検討会の開会にあたりまして、環境・エネルギー部 次長の雨宮より挨拶を申し上げます。

(座長)

皆さん、こんにちは。環境・エネルギー部次長の雨宮でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度、環境エネルギー政策課長を務めておりまして、昨年に引き続き、この検討会に携わらせていただくこととなりました。

昨年度はこの検討会を計3回行ったところでございます。その中で、色々課題や検討事項が見えてきたように思います。

今後、再生可能エネルギーの導入を進めるには、2つ重要なキーワードがあると思います。1つは、地域との共生という観点でございます。もう1つは、安全・安心という観点でございます。この検討会においても私共が策定した条例の精神に基づいて、皆様に設置段階から廃止段階までトータルにわたって、どのような形で安全・安心、地域との共生を図っていくのかということを検討していただいております。

本年度は、2年目ということもございますので、昨年度に皆様からいただいた課題や検討事項を踏まえまして、論点を絞って、ゴールを目指して検討を進めていきたい

とっております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただき、検討していただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

まず、本日の会議は、事前にご案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆さま方にご確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

また、本日の資料は、次第、資料1～6となります。

こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしております。

では、検討会の議事に入りますが、本検討会の座長につきましては、要綱第4条第2項の規定により、環境・エネルギー部次長が当たることとなっております。

それでは、両宮次長、よろしくお願いいたします。

(座長)

議事に移りたいと思います。

座長ということではありますが、座長と言いましても検討会のゴールに向かって、皆様から意見を頂戴して、そのとおり適切に進行をしていく役割と認識しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議題(1)今年度の検討事項について、事務局から説明をします。

(事務局)

事務局を務めます環境・エネルギー政策課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、本年度の検討内容等について、ご説明いたします。

お手元の資料2をお願いします。

今年度の本検討会において、左上にあります「議論の方向」についてですが、「50kW未満の小規模な野立て太陽光発電施設が大半を占める本県の実態を踏まえ、県としての具体的な取り組みを整理する」とさせていただきたいと思っております。

これは、その右側にあります<R4検討会で抽出した課題>と、そのすぐ下の<国の検討会・WGの議論>といったものを踏まえて、これから議論していくに当たっての

方向性として設定するものです。

まず、昨年度の本検討会においては、3回にわたって御議論いただき、様々な課題が示されました。それらについては、1枚めくっていただいて、次の課題整理表に主な項目を整理しております。分類の仕方も色々あるかと思いますが、イメージをつかむための一つの方法として、ここでは、縦軸に「事業継続に関する課題」「事業廃止に関する課題」「リユース・リサイクルに関する課題」として課題面で分けました。そして、横軸に「短期的な課題」「中期的な課題」「長期的な課題」として時間的な面から分けております。

例えば、左上の「事業継続に関する課題」で「短期的」なものとして、「定期的なメンテナンスの必要性」「安全で安心な施設の設置」などが挙げられ、こうしたものについては、なるべく速やかに検討し、その解決策による対応が望まれるものと考えます。同じ「事業継続に関する課題」の行の一番右、「長期的な課題」としては「長期安定稼働の実現」「再エネ電力の地産地消」といったことが挙げられ、こうしたものについては一朝一夕に解決策を導き出すのは難しく、時間をかけて多面的に様々な議論を経てその方策を検討していくものと考えます。

ただ、ここでお示したこれらの課題については、すべてを議論することは難しく、本県ならではの特性や地域性を踏まえて、本検討会で取り上げるべき課題を抽出する必要があります。

すなわち、本県は、太陽光発電施設の設置から維持管理、廃止に至るまで、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、県民の安全で安心な生活の確保を図ることを目的とした条例があります。また、もっぱら住宅用太陽光発電が多い東京都などとは異なり、野立ての発電施設が多く設置されています。そして、昨年第2回の本検討会で「山梨県における太陽光発電施設の規模別の状況」としてお示しましたが、本県は小規模の施設が多くなっています。

こうしたことと、本検討会の目的である「長期電源化及びパネルの適正処理」について検討するため、下線を引いて太線で示しておりますが、「地域に理解を求める情報発信」「小規模施設の事業集約」「地域との信頼関係の構築」、また、「長期安定稼働の実現」「最エネ電力の地産地消」、そして「リユース、リサイクルのインセンティブの付与」「リユースパネルの保証が必要」といった課題を取り上げるべきと考えます。

1枚戻っていただいて、それらが先ほどの<R4 検討会で抽出した課題>となっております。

また、この後で触れますが、国では検討会やワーキンググループが設置され、そこでは「再エネの適正導入」「長期電源化・地域共生」そして今年度からは「廃棄・リサイクル」に特化した議論もされています。このため、本検討会における課題と重なる幾つかの議論については国に委ね、その動向を注視したいと思っております。

国では、法制度や仕組みの構築に向けた議論がなされるため、それらを踏まえた上

で、本県としては課題の中から、県としての具体的な取り組みを整理する議論を行おう、というのがこの「議論の方向」ということになります。

そして、抽出した課題から、次の3点にテーマを絞って議論を展開していただければと思います。①は「長期電源化の推進」です。百年ソーラー山梨やP2Gシステムなど県独自の施策を取り込んだ長期電源化について、具体的にどう取り組んでいくか。本日はこの後、ヒラソル・エナジー株式会社様に百年ソーラー山梨についてのお話をいただきますが、具体的な取り組みの一つとして大変参考になるものと考えています。

また、「長期電源化の推進」に当たっては、「適正な維持管理の徹底」が必須になるものと考えます。太陽光条例では、事業者に対して「適正な維持管理をしなければならぬ」と定めていますが、現場で本当に適切な維持管理がなされるためにはどうすればいいのか。本日は、ヒラソル・エナジー株式会社様の事例発表の後、こうしたことについての意見交換をお願いしたいと思います。そして、②は「地域との共生、地域貢献のあり方」です。「地域の理解と信頼関係の構築、地域電源としての活用など地域貢献について」の具体的な取り組みを。また、③は「太陽光パネルのリユースの推進」です。「リユースに向けた性能評価の在り方、県内でリユース市場は成り立つのか」、このような議論になるものと考えます。

なお、お手元の資料3では、「本検討会における検討項目と個別論点・意見」ということで、昨年度の本検討会におけるご意見について、これら3つのテーマごとに関連するものを分けて記載しております。特に、抽出した課題に関するご意見やご指摘については下線を引いてありますので、参考にいただければと思います。

また、資料4については、昨年度の第1回検討会でもお示ししたものです。一番左側、FITが終了した場合に、事業者がどういう選択をするか、その後は時系列で右側に進んでいきます。行政サイドとしては、一番下のすぐに事業廃止ではなく、事業を継続していただいて、長期電源化を模索していきたいと考えておりますので、その際にどのような対応ができるのか、といった議論に向けてのイメージ図になります。

また、資料2に戻っていただきまして、①から③のテーマについての議論を展開していただく中で、県としては、下の方の赤い字になりますが、「太陽光パネルの大量排出の抑制」に向けて、施設の適正管理の徹底、長期電源化に向けた取り組みの検討を進めていただきたいと考えております。そのスケジュールについてですが、本日、第1回は先ほども申し上げましたとおり、ヒラソル・エナジー株式会社様の発表の後、①の「長期電源化の推進」に関する論点整理・対応案の検討をお願いできればと思います。

次回、第2回は7月下旬の開催を想定しておりますが、②の「地域との共生、地域貢献のあり方」と③の「太陽光パネルのリユースの推進」に関する議論をお願いする予定です。なお、事前にメールでお送りした資料では、第2回の発表者の記載があり

ましたが、お手元の資料はその部分を修正しておりますので、ご了承ください。そして、第3回は10月下旬の開催を予定しており、ここではそれまでの議論を踏まえて、具体的な取り組みにつながるとりまとめをしたいと考えております。

ここまでの資料については、以上です。

続けて、資料5をご覧ください。これは、国の検討会における提言や論点などをまとめた資料になります。

国では、これまでも、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」や「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」を開催し、本県も委員またはオブザーバーとして参加して参りました。このような検討会での議論を踏まえ、4月からは、将来の廃棄等に対する地域の懸念の高まりを受けて、太陽光発電施設などの再エネ設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」が設置されたところであり、こちらも本県はオブザーバーとして参加しています。これまでに開催されました、国における検討会などの検討内容について、かいつまんでご説明いたします。

最初は、昨年10月に国でとりまとめた、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の提言概要です。この検討会は、令和4年4月に、経産省・農水省・国交省・環境省が共同で立ち上げた検討会で、本県も委員として参加しました。「基本的な考え方」のとおり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に関する地域の懸念が顕在化しており、地域の懸念を解消し、地域と共生した再エネの導入に向け、再エネ事業における課題や課題の解消に向けた取り組みのあり方等について、①土地開発前 ②土地開発後から運転開始後・運転中 ③廃止・廃棄の各段階及び④横断的事項 ごとにおける課題を抽出し、その課題に対して、速やかに対応する事項と法改正を含め制度的対応を検討する事項に整理しています。

その中で次のページ、2ページの「③廃止・廃棄段階の主な対応」における「法改正含め制度的対応を検討」の欄に記載されておりますように、「事業廃止から使用済み太陽光パネルの撤去・処理までの関係法令・制度間の連携強化の検討」、「リサイクルを促進・円滑化するための支援策や制度的対応を含む検討」と明記されており、その流れを受けて、本年4月から、「再生可能エネルギー設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」が設置され、具体的な検討がスタートしたところです。

次の3ページは、本年2月に国でとりまとめた、「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」における中間とりまとめの抜粋です。このワーキンググループは令和4年10月に設置され、本県もオブザーバー参加しています。先ほどの再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の提言を踏まえて、事業規律の強化や既設再エネの最大限の活用策に向けた制度設計について

議論を重ね、今後必要となる法改正を含めた制度的な対応について、今年2月に中間取りまとめとして具体的な見解を整理しています。その中間取りまとめの中でも、土地開発前、土地開発後から運転開始後・運転中、廃止・廃棄の各段階に応じた法改正を含めた制度的な対応について取りまとめておりました、廃止の段階における「太陽光パネルの含有物質等の情報提供のあり方」、次の4ページの「リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けた検討」として、対応策を少しずつ具体化してきたところです。

めくっていただいて、5ページ以降は5月に開催した、国の第2回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会の資料の抜粋です。検討会における主な論点が整理してあります。「大量廃棄に向けた計画的な対応」では、2つ目のマルですが、「現状の設置形態や規模別の導入状況等を整理した上で、今後の太陽光パネルの排出量見込みの精緻化を図ることや、リユース及びリサイクルの技術動向やコストの実態を把握した上で、対策を検討すべき」といった論点が示されています。

次の6ページ「適切な事業廃止・廃棄処理に関する対応」では、最初のマル「適切な廃棄、リサイクル等を行うために必要な、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンの含有率といった情報について、具体的な整理を早急に進めるべきではないか」といった論点が、次の7ページ「資源循環に向けた取り組み」については、最初のマル「適正なリユース・リサイクルを促進する観点から、どのような仕組みを構築していくことが考えられるか」といった論点が、挙げられています。このように、再生可能エネルギー発電設備のリユース・リサイクルに向けた全般的な制度設計や仕組みの構築、その前提となる今後の太陽光パネルの排出量見込みなどについては、国の方で検討を進めることとしています。

以上のように、国全体で、様々な提言や戦略などにて、太陽光発電施設をめぐる長期電源化や廃止・廃棄に関する課題・検討事項などが示されているところであり、法制度や仕組みの構築については、国での議論を踏まえて制度が確立したところで、それに沿って対応していくことになると思います。

本県におけるこの検討会においては、排出抑制、長く使ってもらうための課題が何なのかを議論していきたい。それを踏まえて、課題解決に向けた具体的な施策を展開していきたい、と考えております。

事務局からは以上になります。

(座長)

ありがとうございました。

事務局より「本年度の検討内容等について」説明がありました  
ただ今の事務局の説明について、何かご質問がございますか。

それでは、事務局から説明がありましたとおり、本年度は「長期電源化の推進」、  
「地域との共生、地域貢献のあり方」、「太陽光パネルのリユースの推進」の3点につ  
いて対応策の検討を行うことといたします。

本日は1点目の「長期電源化の推進」について対応案の議論を進めてまいります。

ヒラソル・エナジー株式会社の李（り）様から「百年ソーラー山梨構想や具体的な  
取組」についてご発表いただきます。

李様よろしくお願いたします。

（ヒラソル・エナジー株式会社）

初めまして、ヒラソル・エナジー株式会社と申します。本日はお招きいただきまし  
て、誠に光栄でございます。これからの時間を使いまして、百年ソーラー山梨株式会  
社という事業体の事例と私共の課題意識についてご共有させていただければと思っ  
ております。よろしくお願いたします。

この表紙にある発電所は1994年の系統連系の発電所でありまして、来年にはもう  
30年になります。実際外観を見ていきますと変色とか、フレームも少し変形していま  
す。実際、その発生履歴を見ていきますと相当な発電能力をまだ持っている発電所と  
なっています。これは県内の丘の公園の上にある発電所となります。

また、世の中の太陽光発電自体をもっと長く持たせていきたいというような思いを  
持ち、私共ヒラソル・エナジーと百年ソーラー山梨株式会社でいろいろな活動をして  
おります。

本日の内容については4つに分けています。会社と私自身の自己紹介と事業内容そ  
して、私共が扱っている技術の説明と最後は将来の展望についてご説明させていただ  
きたいと思っております。

まず、今回の百年ソーラーを構想した背景といたしましては、実は私共が設立した  
ヒラソル・エナジーという会社は、太陽光発電の性能評価と太陽光発電の修繕修理の  
仕事をメインでやらせていただいている会社でございまして、仕事をしていく中で、  
どうしても右側のような廃棄までにはいつてはいないけれども放棄に近いような発電  
所を見たりします。そういったところから、やはりこの発電所自体を長期的にはどう  
していくべきなのかというような課題意識が生まれてきました。そして、今回百年ソ  
ーラーという構想を考えた背景といたしまして、将来に向かって長期的な利活用は、  
なるべくビジネスベースでの取り組みを考えていきたい抱負といたしますか、そういっ  
た意気込みも持っております。

こういった考え方をいろいろと検討準備していく中で、第6次の基本エネルギー計  
画の中に野心的な導入目標が発表されています。太陽光発電に関連する部分を見てい  
きますと実際、導入量を倍近く増加させていくとの数字だけでなく発電量と容量の  
比率、つまり、発電性能の部分を見ていくと計画は性能も落ちてはいけない計画とな

っています。そういった意味で、改めて既存太陽光発電の有効活用が大事なことだと認識したところでございます。

ただし、有効活用を見ていく時に、こちらの方は経産省の資料にも示されている内容ですけれども、設備利用率が実は下落してますと、どちらかといいますとスケールメリットのあるような発電所が多いというよりも、先ほど県のお話の中にあったように中小規模の発電所がほとんどで、そういった発電所をどうしていくべきなのか課題があります。さらに持ち主の属性を見ていきますと発電所を1つか2つしか持たない非専門のオーナーさん達が全体の95%以上を占めています。そういったオーナーさん達が太陽光発電の事業継続をどこまでやっていただけるのかといった問題も出てきている。

こういった状況の中から、対策を構想したのが百年ソーラーの構想であります、最近活動を進めていく中で、さらに気づいたことがございます。

これは収益性、特に卒FIT後の収益性は果たしてどうなるかというところに問題を感じ始めています。

特にこれは最近電源を増やしていきましようと言われていく時に、いわゆるコーポレートPPAのような契約に向かって、新規電源の開発が進められていきますと、一方でFITが大量終了になるタイミングでコーポレートPPAの契約容量も無限ではないので、今の大口の需要家の使用量が限界を迎えていたら、コーポレートPPAの市場自体が飽和になってしまいます。2035年になったら果たして卒FITの発電所は、有利な契約を取れるかどうか、また、もし有利な契約を取れない場合、設備更新ないし蓄電池の追加が可能かどうかといった論点も出てきます。皆様、ご存知のとおり、諸外国を見ていきますと、再エネの導入が、特に太陽光発電の比率が高い国として、例えば最近聞いた事例ですと、チリは昼間の太陽光発電の売電金額もほぼ0円です。昼間の需要よりも太陽光の発電量が多いため電気を発電できたとしても収益にはならないというような課題も存在している。その場合は契約で対策していくのか蓄電池を追加して再投資となります。

ただ、そうなりますと、もし高収益の売電契約ができない場合、再投資に耐えられるのかという問題意識も出てきている。私共も小さいですけども事業者でございますので、やはり事業収益性の部分が太陽光発電の放棄に繋がらない一番重要な要素ではないかと思っており、適切な方法の中で模索する必要があると思っているところでございます。廃棄・放棄というところで廃棄にはなっていないが、放棄の左側の発電所、右側は法令を順守せずに周辺のフェンスをずっと設置しないまままで運転していたケースであります。

そういった話を考えていく中で、私共自身も地域共生に対する地域からの要求も非常に大事なことだという認識をもっております。特に、本県の場合は県民の安全安心な生活を確保するために、条例を定めている状況でありますけれども、そういった条

例との適合をどう進めていくべきなのか真剣に考えております。そういったような話の中で、私共の会社、特に百年ソーラー山梨株式会社という事業体は、この経産省が示している例で申し上げますと、再エネの地域の共生と大量導入と長期運転化、特に右側の最大活用といったところを目標にしております。

たくさんの問題意識を述べましたけれども、実際具体的に仮説を立てて今、チャレンジ中のものについてご紹介させていただきたいと思います。

まず、百年ソーラーという構想を持っておりまして、3つの特徴を実現していこうと考えています。

1つ目は、やはり地域共生の部分です。私共の地域共生の内容は自治体を含む地域プレイヤーの運営を集約して、設備の地域管理、電力の地産地消及び地域金融の好循環を同時に実現していきたいとの思いを持っております。

2つ目、運転効率の向上にうまくフィットして行きたいと思います。小規模太陽光発電の場合は、管理や修繕のコストパフォーマンスを向上できるように専門事業者を集約している。

特に、私共ヒラソル・エナジーは発電所の性能の把握と性能の改善に強みとユニークさを出させて頂いておりますので、そちらの技術供与も充分にやっていきたいと思っています。

3つ目に関しては設備の有効活用です。設備の買取期間の終了を待たずにいろんな増出力とか有利な契約の作り方について、いろんな探索模索もしていきたいと思っております。

今ビジネスにおいて、すでに再エネ賦課金自体がかなり大きな負担になるかと思えますので、できれば、ビジネスベースでの問題解決を目指してやっていきたいという考え方を持っております。実際の考え方になった背景としてはパッと思いついてできたわけではなく、ヒラソル・エナジーという会社自体が2017年の時に、私が東京大学の特任研究員を勤めていた時にIoT技術を持つ博士の学生さんと講師の先生と出会い、会社を作りました。この技術の実用化の研究を進められる場所を探したところ、山梨県企業局様と出会えました。そこから、やはり電源の維持管理にはとても強い課題意識を抱えていることを理解しておりまして、それに向かって、まず、技術ベースの探索模索をしてまいりました。そして、2020年に県からさらに出資を頂きまして、リアルなサイトに投資することで検証していくというような話をやってまいりました。

最後に百年ソーラーの構想にたどり着きまして、この構想自体も去年の8月に再生エネルギーの大量導入委員会で事例紹介されました。

また、実際のそのスタートとして、今年4月に山梨県様、山梨中央銀行様と三菱UFJ信託銀行様から賛同参画をいただきまして、資金を集めて、発電所の買い集め事業をスタートしました。実際、実現したいスキームの内容ですけれども、先ほど地域

共生という提案のところの目標について強調いたしました。具体的には、その資本はなるべく地元の資本から集めるというような考え方を持っております。そして、設備については、特にオーナーは県内にする必要はないと考えていますが、設備自体は県内の設備に集中して集約するようなことを考えています。そして、集めてきた発電所に対して必要な再生とか管理のシステムを提供して、その維持管理を県内維持管理事業者さんとともにやっていくような形で、今全体の構想を立てています。

第一期の目標としては1MW、太陽光発電低圧を中心に集約していき、一つのイノベータータイプにやっていこう、チャレンジ的にも行っていこうとしているのが、OAモデル自体をFITで終わらせるのではなくて、FIT+10年といったような形で設けて進めていこうとしています。

これは、後ほども言及いたしますが、どんな問題があるかと言いますと、例えば、土地の取り扱い、先ほどの資料の中にも20年経っていたら、実際に投資を継続させるかどうかは地主様の意向次第の部分になるかと言うところはまさしくそのとおりで、そうすると私共自身が集約をしていくタイミングで賃貸契約の延長を必要な条件にするとか、こういったような対策で、場合によっては、例えば自動更新とか、延長につながるような有利な条件を設けるかどうか、設けられるかどうかというようなところですね。もちろん有利ってというのが太陽光発電事業をもっと長く存続させていくという意味での有利でして、延長させる場合も適切な地上権に対する賃料を払わなければならないという理解で結果的には持ち主様にも有利な形を作っていきたいというような考え方ではあります。

こういったようなスキームを経て、本当にあの事業の取引の中でワープするような何かしらのものを作っていきたいとの考え方を持っております。

次に、IoT設備の研究からご出資いただきまして、フェンスを立ててない発電所を試験的に購入しました。ここは、北杜市にある発電所で、フェンスの整備とか防草シートを敷き直すといったようなことをいろいろやってまいりました。実際に集約をしていく時に、私共のヒラソル・エナジーからは主に3点の技術共与をしていこうとしています。

1つ目は、査定と買取に対する技術共与をしていきたいと思っております。私共の特に強みは太陽光発電の性能と基礎的なつくりから、この発電所の良し悪しを一定に判断できる技術を持っております。そこから発電所自体をどこまで長く使っていけるのか、もし性能が低いとしてもどこまで救えそうなのか、再投資はどこまで必要なのかということを一に想像できる技術を持っており、その強みである技術を提供していきたい。

また、太陽光発電の再生は、特に皆様の議論の中で、パネルのリプレースというような話も出てきているかと思いますが、実はパネルのリプレースをするときに、今の状況を見ても問題はパネルそのものというよりも、周辺の部分に課題が出てき

ます。

例えば、そもそも架台が新しいパネルに耐えうるかどうか同じような規模感とサイズのパネルを求めようとしても、納期が非常に長くなる場合や金額が高くなったり、また、一部の発電所に関してはパネル交換する新品パネルをより生産性の高いパネルに置き換えることだけで、接続箱やパワコンなどのほかの設備を更新しなければいけないこともある。

これらはどちらもかなり追加の投資が発生してしまう。加えて、構造関係の計算において、今法規制が強まっている中でリプレースしようとしても、以前の発電所の場合は構造計算書がなく、パネルを大量に交換すると、経産省の検査に通らない、通す方法が分からないなどの課題に直面し、これをどう解決していくのかを技術供与と言いながらもヒラソル・エナジーという事業体が百年ソーラー山梨という事業体と一緒に模索していくような形で進めております。

最後に、スマート管理で必要なデジタルの技術を惜しまずに提供させていただくような形で行っていきたいと思います。

ここで、ヒラソル・エナジーがどういった会社なのか簡単に補足したいと思います。

ヒラソル・エナジーは2017年2月に作った会社でございます。今、本社は東京都の文京区本郷7-3-1の東京大学内に置いておまして、拠点に関しては米倉山にも拠点を設けさせていただいております。会社自体は電気工事業業者資格も取っておりまして、大学からのITに強いチームからスタートしていますが、電気にもかなりの力を持っています。

また、かなり社会的にも重要な課題の解決にチャレンジしているおかげか、有名なBCさんや大企業様からの多くのご出資を頂いている状況でございます。実際、百年ソーラー山梨の第1号案件として、今2号、3号案件を開発中ではございますが、第1号案件は、かなりティピカルな案件ではないかと思っています。ここは、資産整理中の高齢の方から取得した発電所で、査定の中から出力は一定に10~15%程度下がっていることが検知できている。購入して私共の再生技術を持って不具合の箇所を特定して設備を更新して性能を改善してまいりました。

また、ここに対して、スマートメーターという電力会社と清算をする時のメーター装置を使って、監視サービスを提供させていただいております。これがあると、特に設備投資を追加に行う必要もなく、一番正しい結果で監視ができる案件として作れました。そして、2号案件と3号案件の4月の出資の発表を続けて行い、今、調達を進めています。1つのキーワードとして、将来的な迷惑施設を減らすためにどうすればいいのかという点で、かなり実務上の課題に直面している。

FIT+10の収益性の実現の部分については、先ほど簡単に説明致しましたが、今一つ課題としてかかえているのが対策可能と対策不可の発電所をどう峻別して行くべき

なのか自力で模索している部分もありますけれども、やはり地域の理解が必要で、地域の皆様からみれば、こういった形が一番望ましいのか確認するスキームが欲しいと感じました。

例えば、こちらは山の上の斜面に設置している発電所で単管パイプで作っています。8年以上運転していて、案件の詳細説明は割愛させていただきますが、この発電所の購入において、下記の検討について3回も現地調査を行い、結果的には景観に対する懸念で諦めてしまいましたが、傾斜面に設置しているとはいえ、条例から外れている土地と地盤も一枚岩で家も建てられるようなところで作っていますので、大丈夫ではないかとの話もあったが、調査をして景観の問題でダメになったケースです。

こういった良いものと良くないものの峻別方法とか、私ども自身が事業を進めている人間として、投資家やステークホルダーの間では何かしらものを作っていくが、これをゆくゆくは一種の参考の目安にできれば、もしくはどこかの目安に合わせていければと思っております。

3番目の法令遵守の対応、特に土木構造に関しては、先ほど申し上げたようなところで、土地も先ほど申し上げたような形で、実際、永続化させていこうとする時には大きな、私ども自身も思いも寄らないような課題にはぶつかっている状況ではありますけれども1個1個解決して良いプラクティスを作って、百年ソーラー山梨のこの取り組みを今は1MWですけれども、ゆくゆくは10MW、県もしくは周辺地域への拡張、そして、全国展開も考えていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様からのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

本日の発表は以上となります。

これはヒラソル・エナジーの私たちのビジョンです。太陽光発電は百年後になっても、今の水力のように人類と地球の資産になってほしいとの抱負を持っております。以上となります。よろしくお願いいたします。

(座長)

ありがとうございました。

では、ただ今の発表についてご質問等をお受けしたいと思えます。

できるだけ多くの方にご意見をいただきたいので簡潔にお願いいたします。そして、目指すところは長期電源化ということですので、そこを背景としたご発言をよろしくお願ひしたいと思えます。

どなたかありますでしょうか。

(委員)

ありがとうございました。

簡単に教えてもらいたいと思ひご質問させていただきますが、1MWの規模を取得さ

れているとのことですが、これは山梨県内、もしくは全国になるのでしょうか。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

山梨県内限定です。

(委員)

ありがとうございました。

(座長)

私から質問させていただきます。

収益性という面でまだよくわからないところがあり、投資の方のご予定がよくわからないことがあるのですが、1MW集めてきて、それに対して投資はどのような予定になりますか。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

まず、簡単にご説明いたします。

今回は1.2億円ぐらいの資金の調達をしました。別途融資をつけるような形で太陽光発電の買い取りを行うような計画です。これは投資行為であり、その時には太陽光の購入の金額にもよりますけれども、そういったところと、長期の運転を実現させることとともにリターンが出るような形で、今回の事業体を設けました。

(座長)

はい、ありがとうございます。

何か委員の皆様からご質問等ありますか。

(委員)

ありがとうございました。

考えを教えていただいて、卒FIT後の収益性懸念のことですが、我々は昨年 of 検討委員会で申し上げましたが、投資家さんの投資、これにアセットマネジメントしている立場のため、最終判断は投資家さんにありますが、FITが終わった後に設備の補修や一部入れ替えることになっているかもしれませんが、おそらくFITが終了した後でも発電所を運営は継続するだろうと思います。

それは、比較的大きな発電所が多いですとは申し上げましたが、最近、気になっていることは、RE100というイニシアティブで15年超えた再エネ電力は再エネの価値はありませんとの定義が行われました。分からないことはないが、要はもう既にカーボンニュートラルに貢献している発電所で、もう過去形です。

我々、外資系の IT 系の会社と電気売買の話をする時に、極めて重要視されているのは、やはり追加性です。新規の電源が入ってくると、今の化石燃料の発電所の稼働が落ちてきて、カーボンニュートラルに貢献するとは非常に分かりやすい。

もう一つの事例として、確かにそうだなと思ったのはヨーロッパのグリーン水素でございますね。RE 電力で作った水素、その場合の RE 電力は、新規じゃないとグリーン水素としては認めません。なぜなら、今の RE 電力で作ってしまうとその足りなくなった電力を化石燃料で補ったら、そのグリーン水素は何の貢献もしません。

たしかにロジカルですね。

だから、そういうことを考えるとひょっとすると RE アフターFIT ですね。電気も何らかのインセンティブがあるかもしれないという気もしましたが、逆に言うと、20 年で止めてしまうとそれを補う風力なり、新しい太陽光が多いと思いますけれども、化石燃料を使うこととなり、止めることによって、カーボンニュートラルに逆行することになる。

そういったことがあって、卒 FIT 後の収益性を考える上において、何らかのインセンティブはあるんじゃないかなという気もしてきたんですけども、その辺の考えを聞かせてください。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

どうもありがとうございます。

非常にクリティカルな部分で、かつダイナミックに変化している分野と理解しております。

私どもの考え方は、三階層ございます。

一つ目の追加性の話に関しては、外資系の EC の会社さんからも伺っていますが、この追加性を満たさない場合のその電源に対する認定はどう変わるのか、もしくは電気に対する認定は何か変わるのかといったところはまだよく見えてない部分があるので、確認していきたいと思っています。

二つ目の考え方は、電源の容量を増やせているかどうかというカーボンニュートラルに向けた大事な指標ですけれども、所定の電源の方から継続的に毎年どれぐらいの再エネ電力を作れるとか、それは分けた論点ではないかなと。

これは 15 年たった太陽光であっても、太陽光の再エネは変わらないので、そこでのインセンティブは例えばグリーン電力証書とかサーティフィケーション的なものが特に変わらなければ、追加性、新規性のものに対してそんなにクリティカルではないのではないのかとなんとなく思っていることが存在しております。

三つ目に関しては、仮に新規性への追求が大事なのであれば、FIT 電源に関しての今の FIT 制度のグリーン性の部分に関しては FIT に、国に吸収されているような形ですね。場合によって、15 年経つ前に 2015 年の運転開始だというような発言を主流だ

とすると 2030 年前に一定の FIT を FIP に切り替えることで、証書を作り出すような形でなんとか対策を取っていけるかどうかといったようなところで、先ほどのご指摘に対する見解と今の時点で考える対応策ではないかなと思ったところです。

(座長)

他にどなたかありますでしょうか。

今、インセンティブという話もありましたけれども、卒 FIT 後、継続して発電をすることについては確かに必要なかと思いますが、本県は太陽光条例を制定していて、規制区域については許可制になっているので、新しいものを大規模で作ることについてはかなり手間がかかるということが現実にあるので、そういった面からすると、既存の電源を有効活用していくというのは一つのテーマだと思いますが、確かに何かインセンティブがないと、なかなか進んでいかないということもあるのではないかと思います。

他に何か委員の皆様からありますでしょうか。

ヒラソル・エナジー様も含めて、少し長期電源化の議論を進めていきたいと思いますが、先ほど地域との共生との部分で、その地域の住民の皆さんにとって、卒 FIT 後も受け入れられるような施設ってどうなのかということもあるとは思いますが、その辺、市町村の皆さん、今の太陽光発電施設の状況も踏まえて。卒 FIT 後どういった形であれば地域に継続的に設置していけるのか、何かありますでしょうか。

(委員)

よろしく願いいたします。

地域の共生ということで、山梨県に太陽光の条例があるように、北杜市にも太陽光の条例があります。そういった中で、地域との共生と文言通りの表現はしていませんけれども、地域と調和していきたいと考えています。実際の太陽光の状況として、県内でも北杜市が一番認定が多いということ、そのほとんどが 50kW 未満の発電所が占めている。

FIT 法が改正されまして、認定の失効が生じてきています。北杜市において、データは前後しますが、昨年 12 月末現在の未稼働が 700 を超える設備数になっているのですが、実際、そのデータがどのように表れていくのかは、もっと先になるのか、また、別のデータを見ないといけないが、別のデータも国の方で公表されている。

そういったものを見る限りでは半数が認定の失効になっている。そういった中で、これから先ほどお話がありましたように、新規性と言うことであれば、今後、太陽光発電設備が設置されていくと、そのスピードについては間違いなく鈍化していくと考えておりますので、実際に現在の全国なのか山梨県なのかというところもございませけれども、再エネの発電の割合が最新のデータで確認してみますと 20%ぐらいで、そ

うした中で太陽光の割合が9%ぐらい占めていると考えています。実際に電力源として太陽光が9%を占めているこれが実際に多いのか、まだまだ足りないのか、それから他のエネルギーは下げていかなきゃならないと思いますので、どのようなウエイトを占めていかないといけないのか。既に既存の設備でそれだけで賄っているからいいのか、いや、まだ、足りない。

そういった課題があるかと思えますので、今はこういう風に言って良いか悪いか、私には判断が難しいと思っていますが、既存の設備があって電力が供給されているという現実がございますので、それを今後どのように維持していくのか。

そのために、FITが終わった後も、引き続き電力が必要になります。電力がなくなってしまうと、我々の生活様式も変化しなければならないということになりますので、この点をしっかり整理して、今後、長期電源化を検討していただくということが必要ではないかと思っております。

(座長)

ありがとうございました。事業者側から見たときに、卒FIT後についてどのようにお考えなのかご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

JPEAとしては、2018年に有識者の方々のご意見をまとめた、発電事業の評価ガイドを公表させていただいております。

この評価ガイドは、地域と共生して適正な土地に適正な構造の太陽光を設置し、その発電の評価をするもので、経済産業省の要請もあり作成したものです。その中で、FIT制度で普及した低圧の発電所を適正な運用や保守点検ができる事業者が集約して管理して、長期運転することが将来のビジョンのひとつとしてあります。今回、ご講演いただきました、ヒラソル・エナジー株式会社様の取り組みは、まさにそれを具現化している内容で、非常に歓迎できるものであると思います。

また、FIT終了後の施設はどうなのかというお話がありましたが、新規でなくてもよいと思います。FIT制度の中では、非化石価値は賦課金を負担する国民が持っていて、売電している電力自体は単なる電力として、非化石価値と電力が分離されています。卒FITのものに関しては、非化石価値が発電事業者に戻ってきます。そこで発電した電力は電力という価値と非化石価値を持っているということになり、これをPPA等で売電される時には、非化石価値付きの電力として売買できると思いますので、FIT終了後の施設を集約いただいて、事業をしていただくことは大丈夫ではないかと思っています。

(座長)

ありがとうございます。全国的には、ヒラソル・エナジー様のような集約化して卒FIT後の事業集約化を図る動きは、最近活発になっているということでしょうか。

(委員)

私はリサイクルの担当であるため、発電事業の方はあまり詳しくありませんが、私を知る限りではそんなにはないと思います。そのため、山梨県の取り組みは全国に先駆けたものではないかと思います。

(座長)

ありがとうございます。先ほどヒラソル・エナジー様から、1MWが当面の目標というお話もありましたが、この事業の採算性についてはどのようにお考えでしょうか。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

採算性につきましては、現状ビジネススペースの取り組みとしてチャレンジしておりますので、1MWの規模であっても採算性が取れるように進めているところでございます。もちろん、規模拡大につれてスケールメリットを享受できる様に、更に良い採算性のあるやり方で進めていきたいと考えています。

(座長)

ありがとうございます。他に何かご意見はありますか。

(委員)

弊社はパネル製造メーカーであります。一部発電所を建設し維持しています。FIT終了後については、いろいろヒアリングしますと、終了後もクリーン電力を必要とする会社様が多く、卒FIT後も発電所を継続し、プラス5年10年ぐらいを目処に運用していこうという考えが多いです。

一方、まさにヒラソル・エナジー様が取り組んでいただいている、50kW未満の小さいものに対する発電所の集約化の動きについては、ほぼ聞いたことがないです。我々も目を向けて行かなければいけないと思っております。ただ、50kW近くの発電事業者さんは、発電所を作ってFITでお金が入ってきて、それで今安心してらっしゃる方がほとんどで、FIT終了後のことをあまり考えていらっしゃらない事業者様が多いのではないかと考えています。このような低圧の発電事業者様に向けて、ヒラソル・エナジー様の取り組みを周知することがとても大事だと考えています。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

とても鋭いご指摘ありがとうございます。周知に関しては、ウェブ上のメディアでの掲載や、金融機関さんとの協力のもと、地域説明など地道な活動を行っております。また、仕事を進めていく中で、投資家の方々の情報のネットワークも駆使しながら、情報拡散にも努めていきたいなと思っております。

(座長)

ありがとうございます。参考データとして、一昨年のものですが、本県の既存の太陽光発電施設が6,048件あり、そのうち約95%が50kW未満です。ヒラソル・エナジー

様が事業を県内に展開しようとした時に、必然的に 50kW 未満になるというところはあると思います。県としても企業局でヒラソル・エナジー様に出資させていただいておりますので、県でも、お手伝いをさせて頂ければと考えております。他に何かご意見はありますか。

(委員)

低圧太陽光については、去年の議論でも出ましたが、やはり事業集約が鍵になると思いますが、それを誰がやるのかという問題があります。例えば、既存の電力会社さんはどうか、といった議論もさせていただきましたが、現実問題として、低圧の太陽光を最初から集約化して NonFIT で外国系の企業に電気を売るという事業が水面下で動いています。そのため、そのような事業をやられている方は、おそらく既存の FIT 認定期間中の施設についても、リニューアルして自分たちの電源に組み込むことを検討していると思います。そのため、そのような事業者とも連携していくことが大事かと思えます。また、既存の低圧太陽光については数も多数有り、施設の状態も情報が開示されていないので、現在、施設を集約して外国系の会社に売るといった事業をやられている方も、既存施設に手を出したいが、情報が不足しているため手を出せないのではないかと思います。また、話が少し戻りますが、我々がやっているような大規模な施設を含めて、卒 FIT 後にインセンティブがいるのではないかと申し上げたのは、誤解を招くと困るので申し上げたいのですが、我々としては 2012 年当時、太陽光発電については燃料がいらないため、FIT が終わったときには、必ず競争力があると考えていました。しかし現実問題、ネガティブプライスが議論される世の中になってきました。少なくとも昼間の電源は価値が落ちていきますし、日本全体の電力消費量はどんどん減っています。そのため、太陽光を導入した人たちも、今雪崩を打ったように、蓄電池を導入しています。そのような面から、単純に燃料使わないから勝てるという考え方は、急激に最近変わってきているなど感じます。だからと言ってインセンティブをくださいというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが。

(座長)

ありがとうございます。私の懸念として、卒 FIT 後の施設については、電気事業法等で、一定の要件をクリアする必要があるとは思いますが、施設自体を規制や支援する法律がないと思っています。例えば、本県の場合、林地開発許可を得て設置された施設は、森林法ではその後の規制等はありませんので、施設全体の安全・安心については、どのように担保するのかという課題があります。また、本県では太陽光条例も制定しておりますが、県内の既存施設の把握になかなか苦慮している実情もあります。その辺りについてお知恵がありましたら教えていただきたいです。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

参考になるかは分かりませんが、今お話を伺っていて思いついたことがあります。現状の太陽光発電に関しては使用前自己確認という制度が強化されています。

NonFIT の施設も含めて全てやらざるを得ない状況となっており、この制度がなにか参考になるのではないかと思います。また、県内の発電所の把握については、太陽光発電施設はFIT、NonFITに関わらず、ほぼ100%スマートメーターという機器を経由して電気の売買をしており、そのデータを送電会社で持っています。なので、そのような会社にご相談するののも一つの手段ではないかと思います。

(座長)

ありがとうございました。他に何かご意見はありますか。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

卒FIT後の施設と地域との共生がテーマの一つにあるかと思いますが、そのためには、電力の地産地消が非常に大事ではないかと思えます。最近の電気料金の高騰の観点からも地元で発電した電気を地元の公的施設等に使う、地元の業者に貢献する未来も一つの方法であると思えます。これは百年ソーラー山梨構想においても重要な点であると考えています。

(座長)

ありがとうございます。地元役に立ってこそ、地元を受け入れられるということもあると思えますので、今後検討していかなければいけないと思えます。他に何かご意見はありますか。

(委員)

この会議には令和4年度から参加させていただいており、県のホームページに検討会の議事録等が公表されていますが、この会議に対する県民の方からの反応はあるのでしょうか。それを伺う理由は、県内の発電所のほとんどが50kW未満という点から、実際に小規模の事業をしている事業者が、どのように考えているのかをくみ取っていくことが情報を発信する以上に、重要かと考えているからです。

(事務局)

ご指摘のとおりでございます。そのような事業者様の意見もどのようにくみ取っていくかを今後検討していく必要があると考えています。

(座長)

現状、そのような事業者様から意見はありません。その背景には、先ほどお話がありました。卒FIT後について事業者様自身検討していないことがあると思えます。そのような事業者にも意識を持っていただくことが本検討会を開催する意味の一つであると思えますので、まずは、情報発信を行っていきたくと考えています。他に何かご意見ありますかでしょうか。

(委員)

今までは10~50kWの発電施設については、一般電気工作物とされていたが、今年から事業用電気工作物に分類されました。そのため、届出等が強化されましたが、それらがきちんと徹底されているのか疑問に思えます。実際に国がすべて点検するわけに

はいかないと思います。そのあたりは、県から把握している事業者さんに周知することも大切であると思います。私の経験ではありますが、ひどい発電所は、発電していない施設が多いです。これはできるのかどうか分からないですが、例えば、毎月はしないとしても年1回位は発電量をアンケート的なもので調査することもいいのではないかと考えます。その辺りを一番把握しているのは東京電力パワーグリッドの方々なのでご協力いただければ、発電しているかどうかはすぐに分かると思います。

(座長)

ありがとうございます。本県でもFIT認定を受けている事業者様の情報については、条例において既存施設の届出を提出していただく必要があり、その事業者の皆様へ届出の提出を依頼する文書を郵送するため、経済産業省からデータをご提供いただいております。このデータの活用がどこまで出来るのかは確認が必要ですが、活用できるのであれば、事業者の方に依頼することは可能であると思います。今までのお話の中で、50kW以下の小さな発電所は個人の方が事業者であることが多く、中には、土地所有者様と発電事業者様が異なる場合があるかと思えます。長期電源化においては土地所有者様のご意向がやはり重要であると思いますが、やはり土地所有者様からするとFIT期間の20年が一つの区切りであると考えているのでしょうか。

(ヒラソル・エナジー株式会社)

土地に関しては、やはりFIT期間を一つの区切りとして賃借契約をしていることが多いです。また、土地に関しては3つの形態があります。1つは、賃貸借契約を結んで発電事業を行っているケースです。こちらに関しては、20年プラス数年の契約をしており、契約終了後は、更地にして返すという契約をしているところが多いです。残りの2つは、どちらも自己所有の土地ではありますが、先祖代々の土地で発電事業をしているケースと、発電所を設置する際に購入した土地で発電事業をしているケースです。前者については、土地を売り出すことに抵抗がある方が多いです。そのため、施設を集約しようとする際には、契約の更新ができることや土地を取得することができるかどうか大きな課題となっています。

(座長)

ありがとうございました。他に何かご意見はありますか。

(委員)

本市の場合、事業系の発電施設については、まだ知識がないというのが正直なところではありますが、先ほどからお話いただいている土地の関係について、土地の所有者に収益等がある場合については、例えば、お亡くなりになった場合、相続人等の問題もなかなかないと思いますが、収益がなくなった時点で土地の所有者不明土地となる場合が多く、現状そのような土地がかなり増えています。そのような場合にそのまま発電施設が放置されて周辺環境に影響が出てくるケースがあると思います。実際本市の場合、低圧の太陽光が設置されている場所は他に利用する価値がなく、ただ日が

当たるだけの場所が多いです。今後そのような土地が所有者不明となってくると、非常に困る状況になると考えております。

(座長)

ご指摘の通りだと思います。ありがとうございます。他に何かご意見はありますか。

(委員)

私は今回から初めて参加させていただきました。話が少し戻ってしまいますが、ヒラソル・エナジー株式会社様の集約化の取り組みについて、ものすごく良い取り組みではないかと思っております。取り組みを進めていくうえでは、先ほどお話しにもありましたが、採算性についてはやはり重要であると思っております。当然ながら採算性のあるものであれば、集約化して管理していくことが一番の理想であると思っておりますが、やはり売り手と買い手という構造の中で、売り手がどの程度の金額で了承するのかというところが一番鍵になってくるのではないかと感じました。そこで、売り手が了承しないものをどうするのかというところは、検討が必要なのかなと感じました。

(座長)

ありがとうございます。お時間も迫って参りましたので、今日のところは以上とさせていただきます。本日、長期電源化というテーマを設定して議論いただきました。いただきました意見を踏まえて、私どもでまとめさせていただいた結果を皆さんに共有させていただくようにしたいと思います。事務局より今後の予定について説明がございます。

(事務局)

今後の予定について、ご説明させていただきます。次回は、7月下旬の開催を予定しております。地域との共生、地域貢献の在り方、太陽光パネルのリユースの推進をテーマに設定して行きたいと考えております。

(事務局)

それでは、委員の皆さま方には、円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。これで議事を終了させていただきます。これを持ちまして、「第1回山梨県におけるFIT調達期間終了後の太陽光発電施設に関する検討会」を終了いたします。委員の皆さま方には、長時間にわたり、ありがとうございました。